

地方公営企業法の適用に関する実務研究会_事例発表資料【安平町】

あびらちょう

2014.6.17

1. はじめに

安平町^{あびらちょう}は、平成18年3月27日に旧早来町^{はやきたちょう}と旧追分町^{おいわけちょう}が合併して誕生した町で、平成25年度末の人口は8,636人です。

水道事業は、合併前からある3つの簡易水道事業で運営していますが、平成19年4月1日改正の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱により、平成28年度中に簡易水道事業を統合し、上水道になる予定です。平成25年度末の給水人口は3つの簡易水道事業を合せて7,161人で、普及率は82.92%です。

安平町^{あびらちょう}では、上水道への移行を見据えて、事務作業の分散化と財政支援が受けられる時期を考慮し、平成24年から地方公営企業法を一部（財務規定）適用しました。

2. 安平町^{あびらちょう}の紹介

安平町^{あびらちょう}は、北海道の道央圏に位置し、札幌市から約50km、苫小牧市、千歳市に隣接しており、北海道の空の玄関口である新千歳空港からも20km程度の位置にあり、交通の便のよい地域といえます。また、気候は、比較的安定しており、雪が少なく温暖な地域となっています。町の基幹産業は、水田、畑作と酪農を中心とした農業で、特に乳製品や家畜加工製品等の付加価値の高い製品作りを進めています。近年は軽種馬の産地としても知られています。

3. 地方公営企業法の一部適用（財務規定）の経緯

安平町^{あびらちょう}が地方公営企業を一部適用した経緯は、次のとおりです。自ら積極的に導入したわけではなく、国の施策によって適用したのが実態です。

(1) 市町村合併（平成の大合併）

安平町^{あびらちょう}の合併当時の人口は、9,392人（早来地区^{はやきた}：5,376人、追分地区^{おいわけ}：4,016人）でした。この合併により、町内の10km以内に早来地区^{はやきた}、追分本町地区^{おいわけほんちょう}、明春辺地区^{あけしゅんべ}の3つの簡易水道事業が存在することになりましたが、合併協議では、地区により水道料金に格差があることなどから、当分の間、3つの簡易水道事業を継続することとし、水道料金は合併後に検討することになりました。合併当初の料金格差は92円/m³でした（早来地区：262円/m³、追分地区：170円/m³）が、料金改定により、現在は54円/m³に圧縮しており（早来地区：270円/m³、追分地区：216円/m³）、今後、簡易水道事業統合までに料金統一する予定です。

料金に格差が生じた理由は、次のとおりです。

旧早来町^{はやきたちょう}の早来地区^{はやきた}簡易水道事業は、計画給水人口が5,000人で、3市街地と一部郊外の

農村部に給水していること、また、水源確保の困難さもあり、浄水場が点在し、水道施設の整備に多大な費用がかかり、水道料金が割高となっており（道内でも上位に位置しています）、周辺の都市部と比べると約2倍の料金となっています。

一方、旧^{おいわけちょう}追分町の^{おいわけほんちょう}追分本町地区簡易水道事業は、計画給水人口が3,820人で、1市街地に集中していること、また、水道施設の改修も平成15年度（給水開始後31年経過）から実施していることから、低料金での給水が可能でした。また、^{あけしゅんべ}明春辺地区簡易水道事業は、計画給水人口が130人で、農業補助で水道施設の整備が行えたことから、追分本町地区簡易水道事業と同じ料金としています。

【参考1】

- ・^{はやきた}早来地区水道料金

262 円/m³ (H18.4 月分) ⇒ 270 円/m³ (H26.5 月分)

- ・^{おいわけ}追分地区水道料金改定の経緯

170 円/m³ (H18.4 月分) → 189 円/m³ (H19.10 月分) → 210 円/m³ (H22.4 月分)

※^{あびらちょう}安平町水道料金等平準化計画による (H19.5) ⇒ 216 円/m³ (H26.5 月分)

【参考2】

平成25年度末の人口：8,636人（^{はやきた}早来地区：5,052人、^{おいわけ}追分地区：3,584人）

△756人（756人/8年≒95人/年）

（^{はやきた}早来地区：△324人/8年≒41人/年、^{おいわけ}追分地区：△432人/8年=54人/年）

(2) 簡易水道等国庫補助金交付要綱の改正

① 特定簡易水道事業

簡易水道事業の統合は、平成19年に改正された簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱によるものです。統合しなければならない簡易水道事業は、特定簡易水道事業で、事業経営者が同一であって、次のいずれかの要件を有する事業です。

ア 会計が同一であるもの（該当）

イ 水道施設が接続しているもの

ウ 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの（該当）

② 簡易水道事業統合計画書の提出

国庫補助事業を継続するためには、統合するか簡易水道事業統合計画書を厚生労働省に提出して承認を得る必要があります。安平町では、平成22年2月に簡易水道事業統合計画書を厚生労働省に提出しています。これにより、平成28年度まで国庫補助事業を活用した施設整備が可能になりました。

(3) 簡易水道統合事業に対する地方財源措置

地方公営企業法の一部適用（財務規定）は、平成 24 年 4 月 1 日からとしました。これは、平成 23 年度までの期限付きで国の財政措置があったためです（現在は平成 28 年度まで延長）。

4. 公営企業会計の導入

(1) 背景及び導入方法

平成 28 年度中の簡易水道事業の統合による上水道への移行と平成 23 年度までの国の財政措置を受けるため、平成 24 年度から簡易水道事業の法適化を行うこととしました。財務規定のみの適用とし、準備期間は平成 22 年度、23 年度の 2 か年としました。

庁内に公営企業会計を導入している部門が無く、人的手当もないことから、法適化業務は委託としました。なお、委託経費は、次のとおりです。

平成 22 年度	24,990,000 円	（資産調査・評価 660 本（早来地区））
平成 23 年度	18,249,000 円	（資産調査・評価 350 本（追分地区））
平成 23 年度	11,256,000 円	（企業会計移行支援・企業会計システム導入）
全体額	54,495,000 円	

(2) 固定資産情報の整理

将来の公営企業会計導入を考え、水道事業創設期からの工事等に関する書類は保存していましたが、課の統廃合や書庫の移動などで散在する書類も多くみられました。しかし、地区別に約 2 年間で委託業者の協力のもと何とか資産の整理を行うことができました。

固定資産は、工事関係図書を受託業者に貸出し、不明点等を回答することで整理しました。管路等の位置は、整備済の水道管路台帳システムと連動させることで正確に把握することが出来ました。調査は、工事設計書で約 1,000 本ありましたが、平成 22 年 8 月から平成 23 年 10 月（固定資産管理システムの構築を含めると平成 24 年 2 月まで）までの 2 年弱で実施しました。資産調査手法は、決算資料及び工事設計図書等による標準整理手法としました。

(3) 事務手続き

① 設置条例等の例規整備

移行支援業務としてコンサルタントへ委託するとともに近隣市町へ問合せ、安平町としての設置条例等の新設を行いました。

新規に制定したものは、

「安平町簡易水道事業の設置等に関する条例」 平成 23 年 12 月

「安平町簡易水道事業会計規程」 平成 24 年 3 月

です。

② 出納・収納取扱金融機関の指定等

会計課との協議を経て水道独自のシステムでも対応できることになりました。

(経過)

ア) 平成 23 年 10 月 会計課と協議 (第 1 回)

- ・法適後の会計課事務について

イ) 平成 24 年 1 月 会計課と協議 (第 2 回)

- ・会計処理について
- ・金融機関との調整について
- ・共通納入通知書の使用について

ウ) 平成 24 年 2 月 会計課と協議 (第 3 回)

- ・収入と支出の現金の流れについて
- ・支払日・支払依頼について
- ・口座振替依頼書の確認について

③ 打切決算

公営企業会計に移行する際は、3月31日で従前の特別会計(官公庁会計)を決算しなければなりません。このため、国庫補助金や起債の申請を早めに行い、年度内に入金となるよう注意する必要があります。また、工事費等は補正予算の必要の有無など進捗状況の確認が必要となります。

④ 企業会計方式による新予算編成

企業会計方式による新予算編成も受託業者や近隣の自治体に問合せで作成しました。企業会計への移行時に許される「特例的収入及び支出」の見積りを慎重に行いました。

(4) 会計システム

全庁的に予算管理システムが導入されていましたが、水道課独自のシステムを導入しました。今までは、当該システムで会計課による一括処理が可能でしたが、会計課との協議により、新システムにおいても従来同様の帳票を出せるようにし、現金の取り扱い等は会計課で行いように調整しました。

(5) 今後の課題

① 職員研修

公営企業会計の導入に関わった職員は、日本経営協会や日本下水道事業団などの講習を受けていましたが、公営企業会計導入の主担当であった職員が、本年5月1日付で異動となりました。このため、新任担当者に対し、公営企業会計を理解するための研修等が必要と考えています。今回、このような機会を与えられ、事例発表資料を作成しましたが、公営企業会

計への移行事務についてまとめたものがなく、今後の事務引継にも必要であると痛感しました。

また、当町はグループ制を導入しており、水道課に水道グループ（3人）、下水道グループ（5人）があります。少人数で業務を担当していることから、特に水道グループの職員は、事務系、技術系に関係なく、公営企業会計を理解する必要があると感じています。

② 料金改定

公営企業会計の適用により経営状況が明確となり、料金改定（値上げ）が必要となっています。消費税の増税もありますが、事業統合を待たずに料金改定する必要があり、大きな課題と考えています。公営企業会計により、水道事業の経営状況が明らかとなり、料金改定の理解が得やすくなると思われます。

5. 固定資産情報の整備

(1) 採用した整備手法

決算資料及び工事設計図書等による標準整理手法としました。

(2) コンサルタントへの委託内容

① 資産管理システムの導入

資産管理システムの仕様は次のとおりです。

- 1 当該システムに係る業務は、画面上で容易に操作が行えること。
- 2 紙資源の削減のため、全帳票にプレビュー機能が搭載されていること。
- 3 元号等の変更に速やかに対応可能であること。
- 4 パスワード等により、データ入力担当者と使用者(参照のみ)の区分ができること。
- 5 データ保存は5年以上できること。
- 6 過年度のデータについても検索及び帳票出力できること。
- 7 ハード・ソフトの障害復旧への対応が迅速かつ的確に行えること。
- 8 通信回線を使用したサポートを基本とする。(即時性を重視するため)
- 9 固定資産台帳の入力を行うことで年度別の減価償却費も自動登録がされること。
- 10 資産は、科目、部門区分、地区区分ごとに管理できること。
- 11 帳簿原価とみなし原価の管理ができること。
- 12 償却は、償却限度帳簿価格5%、1円まで、償却なしに対応できること。
- 13 定額法及び定率法に対応できること。
- 14 固定資産台帳の作成が可能なこと。
- 15 固定資産の償却年数が変更になった場合でも異動処理で対応可能であること。

- 16 固定資産台帳の仮登録（シミュレーション）が可能であること。
- 17 資産で増加減少があった場合、一部取得・一部除却処理が可能であること。
- 18 数量を入力するだけで除却按分ができること。
- 19 既存資産を様々な条件で簡単に検索ができること。
- 20 当年度取得資産、除却資産一覧表の作成が事業区分別にも可能なこと。
- 21 固定資産明細書、固定資産明細内訳書の作成が事業区分別にも可能なこと。
- 22 対象年度は、将来も過去も指定可能なこと。
- 23 管種別、口径別延長集計表の作成が事業区分別にも可能なこと。
- 24 既設の管路台帳システムとの連動が可能なこと。

② 資産評価業務

ア) 資料整理基本方針の策定

作業方針・手順等を定めた作業マニュアルを作成する。

イ) 資産リストの作成

作業マニュアルに基づき工事（資産）項目をリスト化し、財源内訳を設定する。

ウ) 詳細データの収集

システム入力に必要なデータを収集する（資産名称、取得年月日、償却方法、取得価額、補助金、耐用年数、資産位置図、工事概要、用途、所在地、部門等）。

エ) データの入力、減価償却処理

過年度までの確定処理、予算策定作業、決算作業、「問題点と処理」リストの作成

③ 公営企業会計システムの導入

ア) 帳票類の出力

イ) 固定資産の登録、減価償却費、減価償却累計額、帳簿価格の算出、資産の除却

ウ) 企業債の登録及び償還情報の再計算

エ) 企業債に関する決算状況調査表を作成するために必要な帳票類の作成

オ) キャッシュフロー計算書の作成

カ) 消費税確定申告に対応した計算書の作成

キ) 公営企業決算統計状況調査に対応した帳票類の作成

④ 公営企業移行支援業務

ア) 例規整備に関する業務

イ) 予算・勘定科目表の作成

ウ) 開始貸借対照表の作成

- エ) 新年度予算の作成
- オ) 打切決算（決算書の作成）
- カ) 職員研修
- キ) 出納取扱金融機関決定に関する業務

⑤ 水道管路台帳システムとの連携

- ア) 資産管理システムと既設の水道管路台帳システムとの連動
- イ) データを各種検索条件として活用する

(3) スケジュール

① 地方公営企業法適用までの概略

平成 18 年 3 月 27 日	合併により安平町誕生
平成 19 年度	簡易水道事業補助金交付要綱の改正
平成 21 年度	法適化を決定、平成 22 年度の固定資産整理業務を予算化、水道課統一
平成 22 年 2 月 16 日	補助事業継続のため、簡易水道事業統合計画書を提出する。
平成 22 年度	簡易水道事業公営企業法適用に伴う資産評価業務委託
平成 23 年度	簡易水道事業公営企業法適用化業務委託
平成 24 年度	統合にかかる経費の特別交付税措置を受けるため、簡易水道事業として財務規定のみ法適化する。
平成 25 年度	公営企業会計システム改修業務委託（新会計制度への対応）
平成 26 年度	地方公営企業法等の一部改正に対応、水道料金調定システムの統合、水道施設運転管理の統合に向けた委託管理開始（追分地区）
平成 28 年度	簡易水道事業統合により計画給水人口が 5,000 人を超えて上水道となる。また、公営企業法が全部適用となる。

② 公営企業法適用スケジュール

平成 22 年 8 月～1 月	固定資産調査と評価（早来地区）
平成 22 年 10 月～3 月	固定資産管理システムの構築
平成 23 年 4 月～10 月	固定資産整理（追分地区）の委託
平成 23 年 8 月～2 月	固定資産管理システムの構築
平成 24 年 4 月 1 日	企業会計適用
平成 24 年 4 月 5 日	総務大臣へ報告

(4) 留意点・苦労した点

① 体制の確保

地方公営企業法適用に伴う特別な組織体制はなく、また、庁内に企業会計を導入している部署がないため、実務経験がある職員がいない中、委託により現行の職員で何とか対応することができました。

② 自治体間の連携

近隣の自治体に気軽に問合せできる関係を築くことも大切であると思います。私たちの地域では、「公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会」において、毎年情報交換を行っており、このような会議には必ず出席しています。

③ 事務手続き

総務大臣への報告は、平成 24 年 4 月 5 日付で行っていますが、税務署への届出が遅れてしまい、チェックリスト等の作成が必要であったと反省しています。

④ 法適用後

日常の伝票処理は、システムに入力するだけで良いのですが、決算時は、消費税などの端数処理によるものと思われる数字の整合性に苦慮しています。

(5) 固定資産情報の活用状況

① 水道施設改修計画の策定

安平町の水道は、昭和 45 年 12 月 1 日に給水を開始し、43 年経過しました。基幹施設は、国庫補助事業により更新していますが、これからは自己財源による更新が増えていくことから、水道施設改修計画における改修個所の優先順位を今までより正確に決める際に固定資産情報を活用していきます。

② アセットマネジメントへの活用

国では、将来にわたって水道の安定給水を実現するため、各水道事業体に対して中長期の水道ビジョンを策定することを求めています。ビジョン策定にあたり必要となるのはアセットマネジメントですが、公営企業法適用前は、水道施設の減価償却費が算出できませんでした。今後は、減価償却費等の情報を活用することができ、水道の中長期ビジョン策定に役立つと思います。

6. ^{あひらちよう}安平町が導入できた要因

(1) 水道担当職員の経験年数が長い

水道課の人事異動は、合併前や合併後も最小限行われたただけでした。特に水道技術管理者は、20～30 年間水道に携わっており、水道施設に精通しています。また、今回実施した地方公営

企業法適用の主担当も事務系ではありますが10年の水道経験があり、水道業務に精通していました。

(2) 設計書等の資料が保存されていた

工事設計書等は、両地区とも簡易水道事業の創設時から保存されていた。一部は散在し、整理に苦労を要したが、資産整理がスムーズに行ったと考えます。

(3) 水道管路台帳システムの整備

旧^{はやきたちよう}早来町では、平成9年度から平成13年度の5年間で給配水管等の台帳をシステム化していました。旧^{おいわけちよう}追分町では、紙ベースでの管理でしたが、合併を機に合併補助金を活用して早来地区のシステムを増設する形で整備を行いました。

【参考3】

^{はやきた}早来 地区簡易水道事業水道管路台帳整備業務（H9～H13）… グローバル設計株式会社

H9	6,090,000 円	
H10	7,245,000 円	
H11	7,665,000 円	
H12	7,980,000 円	
H13	8,190,000 円	合計 37,170,000 円

※地籍図のデータ化も行っているため、高額となっています。

【参考4】

^{あびらちよう}安平町 簡易水道事業水道管路台帳整備業務（追分地区）… 愛知時計電機株式会社

H21. 11. 15～H23. 1. 31 15,120,000 円（H21：7,770千円、H22：7,350千円）

(4) 委託での整備

^{あびらちよう}安平町は合併後、職員数を減らしており、新たな人員の確保は難しい状況でした。また、庁内に公営企業会計を行っている部門は無く、期限が限られている中で、導入するためには専門業者への委託が必要と考えていました。

財政は厳しい状況でしたが、水道施設の更新費用を先送りして委託費を捻出し、国の財政支援があるうちに委託できたことが導入できた要因であると思います。

職員での導入は、知識もなく、人的な支援もない中では、膨大な資産の整理はできなかったと思われます。

7. おわりに

^{あびらちよう}安平町では、旧町より行財政改革の実施の中で職員数の削減が行われ、水道担当職員も半数近くになっています。少ない職員で効率的な水道事業の運営を目指していますが、地方公営企業法適用の大きな事業は、職員のみで対応すること困難でした。多額の費用が必要でしたが、委託により民間企業の協力を得て短期間で導入できたと考えます。^{あびらちよう}安平町のような小規模な自

治体では、どこも同じような状況にあると思います。

安平町^{あひらちょう}では、幸いなことに、先輩たちが残してくれた資料等により資産の把握はある程度できていました。管路の布設位置も概ね分かっていたので、これらに基づいた水道管路台帳のシステム化も終えて資産整理は比較的スムーズに行われたと思います。

今回、地方公営企業法の導入に関する手引の作成に際し、私達の経験が役に立てば幸いと存じます。

【資料 1】

各簡易水道事業の概要を以下に示します。

(1) はやまた 早来 地区簡易水道事業

- ① 創設認可：昭和 44 年 3 月 31 日
- ② 認可月日：平成 23 年 3 月 10 日（届出）
- ③ 給水開始日：昭和 45 年 12 月 1 日
- ④ 計画給水人口：5,000 人（給水区域内人口：4,564 人、現在給水人口：4,034 人）
- ⑤ 計画日最大給水量：1,900m³
- ⑥ 水源：河川表流水～1,100m³、地下水～990m
- ⑦ 浄水場：北進浄水場(1,000m³)～急速ろ過、富岡浄水場(900m³)～直接急速ろ過
- ⑧ 日平均給水量：1,067m³
- ⑨ 日最大給水量：1,329m³
- ⑩ 普及率：79.85%（4,034 人/5,052 人）

(2) おいわけほんちょう 追分 本町 地区簡易水道事業

- ① 創設認可：昭和 46 年 3 月 31 日
- ② 認可月日：平成 16 年 7 月 27 日
- ③ 給水開始日：昭和 47 年 12 月 12 日
- ④ 計画給水人口：3,820 人（給水区域内人口：3,097 人、現在給水人口：3,077 人）
- ⑤ 計画日最大給水量：1,300m³
- ⑥ 水源：河川表流水～874m³、地下水～356m³（休止中）、湧水～200m³
- ⑦ 浄水場：追分本町浄水場(1,300m³)～急速ろ過、滅菌
- ⑧ 日平均給水量：782m³
- ⑨ 日最大給水量：1,052m³
- ⑩ 普及率：88.47%（3,077 人/3,478 人）

(3) あけしゅんべ 明春 辺 地区簡易水道事業

- ① 創設認可：平成 13 年 4 月 19 日
- ② 認可月日：平成 13 年 4 月 19 日
- ③ 給水開始日：平成 15 年 4 月 1 日
- ④ 計画給水人口：130 人（給水区域内人口：106 人、現在給水人口：50 人）
- ⑤ 計画日最大給水量：170m³
- ⑥ 水源：地下水～190m³
- ⑦ 浄水場：明春辺浄水場(121m³)～急速ろ過
- ⑧ 日平均給水量：10m³
- ⑨ 日最大給水量：68m³
- ⑩ 普及率：47.17%（50 人/106 人）

【資料2】

水道課の変遷を以下に示します。

① 平成18年3月27日（合併）

早来庁舎 第1水道課	業務係（1人）、水道係（3人）、下水道係（2人）、	計7人
追分庁舎 第2水道課	業務係（2人）、水道係（1人）、下水道係（2人）、	計6人
		合計13人

② 平成21年7月1日（課の統一）

早来庁舎 水道課	水道係（3人）、下水道係（4人）、	計8人
上下水道経営室	業務係（2人）、	計3人
		合計11人

③ 平成22年1月1日（グループ制の導入）

早来庁舎 水道課	工事・維持グループ（7人）、	計8人
上下水道経営室	業務グループ（2人）、	計3人
		合計11人

④ 平成25年4月1日（機構改革）

早来庁舎 水道課	水道グループ（3人）、下水道グループ（5人）	合計10人
----------	------------------------	-------

※水道課統一後の追分地区の住民対応として、住民総合相談室（現在は住民サービスグループ）が水道使用・中止手続き、水道料金納入通知書の再発行等を行っています。